

令和5年度八潮市人事行政の運営等の状況

本市の人事行政の運営などの状況について公表します。

1 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

区分	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B) / (A)
普通会計	43,283,129 千円	4,833,971 千円	11.2%

※ 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含む

(2) 職員給与費の状況

(単位：千円)

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B) / (A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
普通会計	549 人	1,600,176	423,683	700,358	2,724,217	4,962
会計年度任用 職員フルタイム	43 人	74,236	5,902	15,635	95,773	2,227

※ 1 職員数は、令和6年4月1日現在の人数

2 職員手当には、退職手当を含まない

(3) 職員の平均給料月額および平均年齢の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	一般行政職	
	平均給料月額	平均年齢
八潮市	294,027 円	38.8 歳
埼玉県	319,425 円	41.8 歳
国	323,823 円	42.1 歳

(4) ラスパイレス指数 (各年度とも4月1日現在)

	ラスパイレス指数
令和元年度	102.3
令和2年度	101.2
令和3年度	100.0
令和4年度	100.1
令和5年度	100.6

※ ラスパイレス指数とは、一般行政職について国家公務員の給料を100とした場合、地方公務員の給与水準がどのくらいかを示す指数

(5) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数 7～9年	経験年数 10～14年	経験年数 15～19年
一般行政職	大学卒	247,566円	270,746円	309,168円
	高校卒	228,666円	239,960円	238,800円
技能労務職		—	231,200円	—

- ※1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合の採用後の年数
 2 一般行政職とは、技能労務職員、水道部職員、税務職員、福祉職員、看護保健職員、医療技術職員および教育公務員（指導主事）のいずれの職種にも属さないすべての職員

(6) 職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		八潮市	国
一般行政職	大学卒	202,400円	196,200円
	高校卒	176,100円	166,600円

(7) 職員手当の状況

区 分	八 潮 市		国
期末手当	○令和5年度支給割合（一般職員）		
		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.20月分	1.00月分
	12月期	1.25月分	1.05月分
勤勉手当	計	2.45月分	2.05月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置		あり

退職手当	○令和5年度支給割合		
		自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	〃 25年	28.0395月分	33.27075月分
	〃 35年	39.7575月分	47.70900月分
	最高限度額	47.7090月分	47.70900月分
	その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置(10年) (2%～30%加算)	その他の 加算措置
			定年前早期退職特例措置(15年) (2%～45%加算)

(8) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容		主事 技師	主事 技師	主任	係長	副課長	課長	副部長	部長	
職員数 (人)		61	124	99	61	17	36	15	15	428
構成比 (%)		14.3	29.0	23.1	14.3	4.0	8.4	3.5	3.5	100
(参考)	1年前	10.9	34.7	20.9	14.1	4.1	8.7	3.2	3.4	100
	5年前	12.3	35.8	17.2	13.3	5.2	9.7	3.1	3.4	100

- ※ 1 市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名

(9) 特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	給料月額	区 分	報酬月額	期 末 手 当
市 長	724,000 円	議 長	455,000 円	令和5年度支給割合 6月期 2. 20月分 12月期 2. 30月分 計4. 50月分
副市長	697,500 円	副議長	415,000 円	
教育長	688,750 円	議 員	395,000 円	

- ※ 市長、副市長、教育長の給料月額は、特例条例による減額措置（市長：20%減、副市長：10%減、教育長：5%減）後の額

2 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

一般事務41人(17人)、建築技師1人(0人)、土木技師1人(0人)、保育士3人(3人)、保健師2人(2人)、栄養士1人(1人)、精神保健福祉士2人(2人)

※ ()内は、女性職員数

(2) 再任用の状況

29人(6人)

※ ()内は、女性職員数

(3) 職位別任用状況 (令和6年3月末現在)

	部長相当	副部長相当	課長相当	副課長相当	計
昇任	7人(0人)	9人(3人)	8人(2人)	4人(1人)	28人(6人)

※ ()内は、女性職員数

(4) 職員の退職の状況

区 分	退職者数
定年(定年相当)退職	2人
勸奨退職	1人
自己都合退職	24人
その他	5人
合 計	32人

(5) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在、単位：人)

		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
一般行政 部門	議会	6	6	0	
	総務・企画	145	151	6	事務の見直し等による増
	税務	45	46	1	育休代替任期付職員分
	民生	138	140	2	事務量の増加に伴う増
	衛生	45	44	△1	事務の見直し等による減
	労働	6	6	0	
	農林水産	5	6	1	欠員補充による増
	商工	10	8	△2	育休代替任期付職員分
	土木	77	82	5	課の新設による増
	小計	477 (13)	489 (10)	12	
特別行政 部門	教育	60	60 (2)	0	
公営企業 等会計部 門	水道	24	24	0	
	下水道	14	15	1	欠員補充による増
	その他	43	42	△1	欠員による減
	小計	81 (1)	81	0	
合計		618 (14)	630 (12)	12	

※1 職員数は、退職者・派遣職員などを含み、特別職・会計年度任用職員を除く

2 () 内は、再任用短時間勤務職員で、それぞれの計に含まない

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分。

原則、毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ8時30分から17時15分まで。

(2) 休暇制度の概要・種類等

年次有給休暇、病気休暇など。

(3) 年次有給休暇等の取得状況 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

一般職員の年次有給休暇の平均取得日数は、13.9日。

育児休業の取得者は25人(12人)、部分休業の取得者は20人(20人)。

※ () 内は、女性職員数

(4) 時間外勤務の状況

一般職員の1月当たり平均時間外勤務時間(休日勤務を含む)は、約12.5時間。

4 職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分を受けた職員は延べ45人。懲戒処分を受けた職員は0人。

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の承認状況

研修を受けたものが659件、厚生事業に参加したものが659件、その他市長が定める場合が33件（前年度748件）。

(2) 営利企業等従事の許可状況

2件。

6 職員の退職管理の状況

就職の届出件数

営利法人	非営利法人	合計
1	0	1

※ 非営利法人については、国および地方公共団体を含みません。

7 職員の研修および人事評価の状況

(1) 研修の概要

職場外研修として、基本研修5コース、管理・監督者研修1コース、専門研修10コース、派遣研修30コースに参加し、延べ659人が修了。

(2) 職員の人事評価の概要

- ・能力評価 職員が割り当てられた職務を遂行する上で発揮された職員の能力を適正に評価する。
評価期間：5月1日から10月31日までの6月間
評価日：11月1日
- ・業績評価 職員が割り当てられた職務を遂行した実績を評価する。
評価期間：4月1日から翌年3月31日までの1年間

8 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

共済制度は、埼玉縣市町村職員共済組合で実施。福利厚生事業は、市が外部委託。

その他、互助組織として「職員互助会」を組織。

(2) 公務災害の発生状況

6件。

9 その他

「勤務条件に関する措置要求」および「不利益処分に関する不服申し立て」はなし。